

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
東京地方労働審議会 (東京港関係)	○現状の港湾労働者派遣制度において、派遣日数の上限が7日から10日になることで専ら派遣になることを懸念している。労働組合としては、これに反対をしていくということで議論が進んでおり、そうならないよう、お願いをしたい。【労】	○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。
	○ガントリークレーンのシミュレーターの導入について、機器の導入による能力の向上などの結果を評価する仕組み作りをお願いをしたい。【公】	○ガントリークレーンのシミュレーターの導入に係る能力向上などの結果の評価等については、有識者の方々に意見等をいただき、予算成立後検討して参りたい。
神奈川県労働審議会 (横浜港関係)	○港湾労働者派遣制度による波動性に対応した企業外労働力の需給調整は、常用労働者の範囲での調整であり、すべてを吸収することは困難である。これに対応する労働力が日雇労働者であり、必要に応じ頼らざるを得ないが、日雇労働者をむやみに雇用することなく、将来においては、更に常用港湾労働者を充実させていく必要があると考える。【使】	○いただいたご意見を踏まえ、引き続き港湾労働法において規定されている雇用ルールを維持していくこととする。
	○港湾労働者派遣制度における派遣就業日数の上限緩和について、雇用する常用港湾労働者を企業外労働力として他社に派遣する場合、現状以上に派遣就業日数を増加することについては合理的理由がなく、従って、日数の上限緩和の検討は不要と考える。【使】	○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。
	○現状の港湾労働者派遣制度について、点検・評価を行い、それにより十分な効果が得られていないのであれば、これに替わる新しい港湾における需給調整システムの検討が必要と思われる。【労】	○いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。
	○人付きリース問題については、是正されてきたことについては、評価したいと思うが、計画に明記されていることによってより遵守されるという効果が期待されるため、新港湾雇用安定等計画から削除する必要はないと考える。【労】	○人付きリース問題については、大幅に減少しており、残すところあと数社となっている状況であり、該当局に対しては契約形態等を確認する指示等をしており、是正に向けて適切な指導を予定していることから、原案どおりとさせていただきたい。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
神奈川地方労働審議会 (横浜港関係)	○港湾労働者派遣制度における派遣就業日数は、現状7日のままで良い。【労】	○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。
	○これからの港湾は、技術労働者が主たる労働力となると思われる。各中小零細企業の集まりが、港湾の一つの企業体と見た時に、技術向上を図ることが必要であるため、いい港湾を作るための補助や助成について、国として早急な対応をお願いする。【公】	○能力開発に係る助成制度については、雇用保険二事業の既存の助成金制度があり、支給要件を満たすことが前提であるが、個々の事業主が行う教育訓練や講習に応じてご活用いただきたい。
	○人付きリース問題については、再発防止という意味を含め、何らかの表現で残した方が良くと思うので検討をお願いしたい。【公】	○港湾労働専門委員会の中でも同様のご意見をいただいたことから、人付きリース問題については、当該計画(案)に盛り込まないこととするものの、報告書(案)において、「現在においても完全には解消されていないことから引き続き注視していく」と記載しているところ。 また、人付きリース問題については、大幅に減少しており、残すところあと数社となっている状況であり、該当局に対しては契約形態等を確認する指示等をしており、是正に向けて適切な指導を予定していることから、原案どおりとさせていただきたい。
愛知地方労働審議会 (名古屋港関係)	○港湾派遣就労日を増やすことは、外からの労働者派遣に路を開くような危険性もあるし、それだけを本業とするような派遣業者が出てくるような心配がある。 また、他港で日雇労働者が増えているという実態があるが、常用雇用労働者で港湾荷役を行うということで国の努力をお願いしたい。【労】	○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。 また、日雇労働者が増えているという実態については、引き続き港湾労働法において規定されている雇用ルールを維持していくこととする。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
大阪地方労働審議会 (大阪港関係)	<p>○港湾派遣制度の利用について、最近は特に沿岸・倉庫が増えてきているが、沿岸・倉庫の場合は倉庫内の配置等を覚える必要がある。荷主の方からは、毎回違う労働者が来ていたら搬出できないという内容の苦情が結構多い。</p> <p>派遣就業の上限について、業種によって分けることは難しいと思うが、できれば沿岸・倉庫では10日程度のスパンで交代制がとれば、港湾派遣制度の活用が増えるのではないか。〔使〕</p>	<p>○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。</p>
	<p>○派遣を出す企業においては、現行の上限7日ということであっても特定の労働者が行っているというケースが報告されている。これをもっと交代制を採って派遣に出て行くことができれば、港湾派遣制度の活用につながる事が考えられる。</p> <p>また、派遣日数の上限が緩和され就業日数が増えることに伴い、専ら派遣で事業を行うという傾向となる事態を憂慮する。本法である労働者派遣法の改正等で、港湾運送にも派遣をというように審議もされているということを知ると、やはり港湾に派遣労働者が増えると雇用秩序の乱れる懸念がある。上限の緩和は7日で止めていただきたい。〔労〕</p>	<p>○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。</p> <p>※労働者派遣法における禁止業務の解禁については、現在のところ議論されていないところ。</p>
	<p>○港湾派遣就業日数の上限の緩和について、「今後、検討を行う」ということであるが、実際、現行の7日ということが適正に行われているのかどうかということを中心レベルでもう少し慎重な議論をしていただきたい。</p> <p>また、上限緩和により派遣専業になる懸念については、報告書に「港湾運送事業法における労働者の保有基準などの在り方も考慮されるべきである」等の文言を加えることにより、一定の歯止めを掛けることができるのではないか。〔労〕</p>	<p>○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。</p>

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
兵庫地方労働審議会 (神戸港関係)	○港湾労働者派遣制度の上限日数の緩和は港湾労働者の雇用の安定を損うことが懸念されるため、反対である。【労】	○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとしたい。
	○人付リースの減少により他港の日雇労働者が増加傾向にあるが、常用港湾労働者の雇用の安定を図るために、日雇労働者について、各港一定水準に斉一化する必要がある。【労】	○当該計画(案)において、斉一化については、「港湾労働法の適用関係については、各港湾の実情を勘案し検討を行う。」と記載しているところ。 なお、検討の際には、地方労働審議会の活用や建設・港湾対策室と各労働局の担当者による担当者会議を開催することとする。
	○港湾労働者の能力向上の観点から、ガントリークレーンのシュミレーションを神戸に設置することを要望する。【公】	○国の予算の制約上、現在のところ港湾技能研修センターへの設置のみとなることをご理解いただきたい。
福岡地方労働審議会 (関門港関係)	○今回の計画案は平成26年から30年の5か年計画であり、相当長い計画と感じており、3年先もわからない状況の中で5年をどう見定めていくのか難しい計画である。使用者の立場で一番苦勞しているのは波動性の解消であり、各港の特殊性も存在する。そのため行政には計画をしっかりと考え、地域の声を聞きながら計画を推し進めていただきたい。【使】	○ご意見のとおり、5年という中長期的な視点に立つ計画であるため、経済情勢の変化など港湾労働を取り巻く諸情勢の変化に機動的かつ迅速に対応できるよう、毎年、港湾労働専門委員会を一定の時期に開催し、各港湾の実態等を報告するとともに検討を行い、計画を推し進めることとする。 なお、実態等を把握する際には、各港湾の地域の実態等を把握している関係者等に必要に応じて意見聴取を行うこととする。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
福岡地方労働審議会 (関門港関係)	○人付きリース問題への対応についての項目を削除とのことであるが、大幅減少は労使の努力によるものである。この項目削除が、再び人付きリースが増える可能性はないと判断したということではないと思われるが、今後も調査項目から外さないことを検討いただきたい。【労】	○人付きリース問題については、大幅に減少しており、残すところあと数社となっている状況であり、該当局に対しては契約形態等を確認する指示等をしており、是正に向けて適切な指導を予定しているところ。 なお、港湾労働専門委員会の中でも同様のご意見をいただいたことから、人付きリース問題については、当該計画(案)に盛り込まないこととするものの、報告書(案)において、「現在においても完全には解消されていないことから引き続き注視していく」と記載しているところ。
	○港湾労働者証の発行等港湾労働法等の適用関係については、現在各港の取扱いで違いがあり、新規参入の場合は事前に労使協議を行っている港もあると聞いている。具体的に把握している内容があれば説明していただきたい。【労】	○地方労働審議会の際に、本省で把握している限りの内容については、回答させていただいたところ。 また、当該計画(案)において、斉一化については、「港湾労働法の適用関係については、各港湾の実情を勘案し検討を行う。」と記載しているところ。 なお、検討の際には、地方労働審議会の活用や建設・港湾対策室と各労働局の担当者による担当者会議を開催することとする。
	○常用労働者の派遣日数の上限に関して、現在は7日が上限であるが、育成教育に限って上限日数を引き上げるなどの限定的な運用も必要ではないかと思われる。【労】	○上限緩和については、緩和をするか否かも含め、メリット・デメリットを勘案し、いただいたご意見等も踏まえ検討することとした。

(注1)【公】:公益代表委員からの意見、【労】:労働者代表委員からの意見、【使】:使用者代表委員からの意見

(注2)関係都府県知事からの特段の意見はなし。

(注3)地方労働審議会において発言のあった「その他の意見等」については、別途当室から改めて回答する。